

建築基準法第43条第2項第1号認定基準

○建築基準法(以下「法」という。)第43条第2項第1号(省令第10条の3)

農道その他これに類する公共の用に供する道であること。

1. 適用対象

① 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その合計)が

500m²以内の建築物の敷地であること。ただし、次の建築物の敷地を除く。

- ・ 法第43条第3項の規定に基づく条例で制限が付加される建築物 ※
- ・ 法別表第一(い)欄(1)項に掲げる用途に供する建築物

② 敷地と道路との間に次のいずれかに該当するものがあること。

A) 法第42条第1項第1号及び第2号に掲げる法律以外の法律に基づき築造されるもの(公的機関が築造若しくは管理するものに限る。)で一般の交通の用に供する幅員4m以上の道

具体例:土地改良事業・農道整備事業・住環境整備事業等による道路、河川管理用道路、林道

B) 河川法に基づく一級河川、二級河川、準用河川及び里道、道路拡幅用地、官地、その他の公共用地(以下「河川等」という。)

2. 道又は河川等に係る適用条件

②A)の場合 (幅員4m以上の道)

1) 公共物の使用若しくは占用について公共物の管理者等の許可、同意又は承認等の文書等を取得すること。

2) 幅員4m以上の道に2m以上接すること。

②B)の場合 (河川等)

1) 河川等の使用若しくは占用について河川等の管理者等の許可、同意又は承認等の文書等を取得すること。

2) 河川等を横断して道路に通じる通路等の幅は2m以上であること。

3. 敷地周囲の状況

1) 緊急車両が道を通じて、敷地に接近できること。

2) 敷地内への通行について支障がないこと

4. 容積率

②A) の場合 (幅員4m以上の道)

前面道路幅員による容積率は、前面の道の幅員を適用。

②B) の場合 (河川等)

1) 河川等を介した道路の幅員により、容積率を算定する。

2) 敷地を横切って河川等がある場合は、それぞれ敷地を一体のものとして、容積率を算定する。

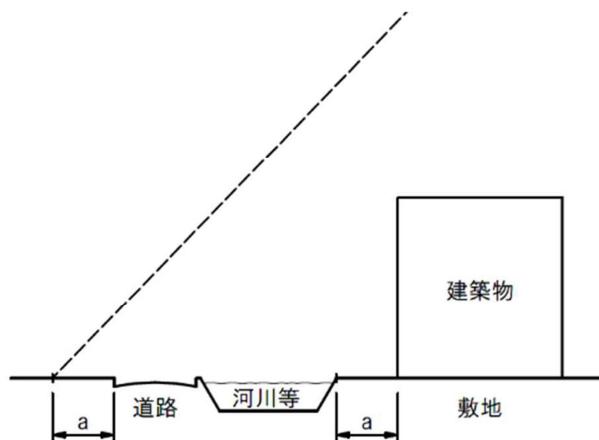
5. 道路斜線制限

②A) の場合 (幅員4m以上の道)

前面道路幅員を適用。

②B) の場合 (河川等)

河川等を介した道路の斜線制限
は、右図のとおりとする。



※群馬県建築基準法施行条例により制限が付加される建築物

第6条(大規模の建築物の敷地と道路との関係)、第7条(路地状敷地)、第9条の2(敷地と道路との関係)、第10条(前面空地等)、第19条(出入口と道路との関係)、第21条(敷地と道路との関係)、第22条(前面空地等)、第23条(自動車用出入口と道路との関係)

附 則 この基準は、平成30年10月11日から施行する。

附 則 この基準は、令和元年5月10日から施行する。

附 則 この基準は、令和6年1月4日から施行する。